

**東京都環境審議会  
水質土壌部会（第1回）**

日 時：平成18年5月30日（金）午後1時00分～

場 所：東京都庁第二本庁舎 10階 207会議室

午後 1 時 0 0 分開会

谷上企画調整課長 ただいまから第 1 回東京都環境審議会水質土壌部会を開催させていただきます。環境局企画調整課長の谷上でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

初めに、お手元に配付いたしました資料のご確認をお願いいたします。資料につきましては会議次第、資料 1 から 6 までナンバリングしてあります。資料 4 のみ A 3、あとは A 4 です。複数枚あるものもございまして、ページ等落丁がございましたら、近くの職員にお申し付けいただきたいと思っております。参考資料としまして、参考資料 1、2、3、3 つございまして。こちらもお手元にない場合、また落丁等ございましたら、職員にお申し付けください。

続きまして、本日の委員の方々の出席につきましてお知らせいたします。当部会の構成員は 6 名でございますが、本日ご出席の委員は、現在のところ 4 名、細見委員につきましてはご出席の連絡を受けておりますが、まだご到着しておりません。現在の状態で審議会規則に定めまです定足数の過半数 4 名に達していることをご報告いたします。

本日、同じフロアで 1 時半より審議会総会を引き続き行う予定になっております。慌ただし中、委員の皆様方にはご迷惑をおかけすることになるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、田瀬部会長、よろしくお願ひいたします。

田瀬部会長 それでは、第 1 回水質土壌部会を開催いたします。

本日は、平成 18 年 5 月 15 日付でダイオキシン類対策特別措置法第 30 条の規定によりまして、対策地域になっているところの指定を解除することについて、知事より環境審議会へ文書諮問がありました。それを受けまして、5 月 16 日付で審議会会長より水質土壌部会に付議されましたので、この事項について審議をしていただくために本日お集まりいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、初めに、梶原環境改善部長よりごあいさつをお願いしたいと思います。

梶原環境改善部長 環境改善部長の梶原でございます。本日はお忙しい中、平成 18 年度第 1 回東京都環境審議会水質土壌部会にご臨席賜りまして、まことにありがとうございます。また、昨年度の北区豊島におけますダイオキシン類土壌汚染対策地域の指定につきましては、短い期間に何度もお越しいただきましたことを大変感謝申し上げます。

本日、先生方にご審議いただきますのは、平成 13 年 6 月にダイオキシン類対策特別措置法に基づきます土壌汚染対策地域に指定されました大田区大森南四丁目の指定解除についてでござい

ざいます。本件対策事業につきましては、国内第1号の指定地域ということで、前例のない中、水質土壌部会の先生方には、平成13年には対策地域の指定及び第一次費用負担計画の策定、平成15年に第二次費用負担計画の策定と、対策事業を確実に進めるために何度もご審議いただき、貴重なご意見をちょうだいしたところでございます。

平成17年度をもちまして、汚染土壌の無害化までを含みますすべての対策事業が完了いたしましたのも、先生方のおかげと大変感謝しておりますところでございます。

なお、本日の直接の議題ではございませんが、先般、対策地域についてご議論いただきました北区豊島におけますダイオキシン問題の経過について、簡単にご報告申し上げますと、審議会のご答申に基づきまして、本年3月に対策地域の指定を行い、その後、対策計画の策定に向けて、現在、北区と協議を行っているところでございます。また、審議会部会で附帯意見としてちょうだいいたしました適正なリスク管理の体制につきましても、これまで事務レベルで何度も調整してまいりまして、明日、関係機関の部長クラスで調整を行いまして、基本的な枠組みを決定し、都市機構の覆土措置が終了します来月中には協議推進組織を立ち上げる予定で準備を進めておりますところでございます。

今後とも土壌汚染対策事業の推進に向けまして、ご指導、ご鞭撻、ご協力くださいますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田瀬部会長 それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

本日の審議内容ですけれども、今お話のありました平成13年6月14日にダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域に指定された大田区大森南四丁目地域の指定解除について、皆さんにご審議いただきたいと。それで部会の意見をまとめまして、総会へ報告したいと考えております。

それでは、まずこれまでの経緯、対策事業内容について、事務局から説明をしていただきたいと思います。

棚田副参事（ダイオキシン類対策担当） ダイオキシン類対策担当の棚田と申します。4月に着任しております。よろしく申し上げます。

私から、大田区大森南四丁目地域のダイオキシン類土壌汚染対策事業の経緯につきまして説明申し上げます。資料4をごらんください。

そもそもの発端でございますけれども、平成12年2月、大田区大森南四丁目、昭和島のそば、モノレールの軌道が近くにあるところでございますけれども、そこで下水道工事を行いま

した。右側の写真でいいますと、 の青い部分で工事をしたところ、土壌が油を含んでいるということで処分先から受け入れを拒否されてしまいました。そこで土壌の調査を行ったところ、基準を超えるダイオキシンが混ざっていたということでございます。

平成13年に入りまして、詳細調査を行いました。4月20日、環境基準の570倍、57万pg-TEQ/gのダイオキシンが確認されたところでございます。

そこで、6月12日、これは資料3にございますけれども、環境審議会からダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策地域の指定について答申をいただき、6月14日に地域指定を行いました。指定いたしました地域の面積は約360平方メートルでございます。

対策の内容につきましては、汚染土壌の掘削と保管を目的としました第一次の対策計画とともに、その土壌を無害化するための処理を行う第二次の計画に分けて策定しております。第一次の対策計画は、平成13年10月10日に策定いたしました。掘削に当たりましては、写真

のように飛散防止の建屋を設置いたしまして、その中で掘削工事を行い、掘り出した土壌については、写真の でございますけれども、城南島の保管庫に保管するというものでございます。

11月26日に掘削工事第1期、平成14年の6月に第2期とございますけれども、これは居住者の方々の出入り口、あるいはライフラインの確保の問題から、工事を2回に分けて行ったものでございます。

第1期の工事につきましては、写真 の赤い部分で、平成13年11月から14年3月まで行ってございます。第2期の工事につきましては、写真 の緑の部分で、これは平成14年6月から平成15年3月まで行ってございます。

この間、土壌の無害化処理の方法を検討してございまして、それを踏まえまして平成15年8月14日、第二次の計画を策定しております。写真で申しますと から ですが、専用のPCBの分離施設をつくりまして、そこで土壌とPCBとを分離する工程とその後抽出したPCBを無害化するという工程の2つの工程となっております。

まず土壌とPCBとを分離する作業につきましては、大田区東海に施設を設けまして、写真 のように分離したPCBを濃縮する工程も含めまして、平成17年4月から本年1月まで行いまして、3月には写真 のように施設は撤去してございます。

次に、抽出しましたPCBにつきましては、本年2月からPCB無害化処理の開始とございますように、中央防波堤の内側処分場に設置しております都PCB廃棄物処理施設で処理をしまして、本年3月に対策事業を完了してございます。

この間、第一次、第二次の事業実施に当たりまして、それぞれ費用負担計画の策定につき審議会の答申をいただいておりますのでございます。

以上が主な経緯でございます、対策地域の汚染土壌の無害化までを含むすべての事業が完了してございます。

続きまして、今の経緯の説明の補足でございますけれども、各計画の概要につきまして説明申し上げます。資料5をごらんください。

汚染土壌の掘削及び保管を行う第一次の計画でございますが、事業費は約5億1,000万円、その4分の3を汚染原因者に求めてございます。第1期、第2期の事業の実施期間は、ここに記載したとおりでございます、掘削した土の量は合計約1,000立米、ドラム缶で約6,700缶となっております。

第二次の計画でございますけれども、事業費は約9億3,000万円、第一次と同じく、その4分の3は汚染事業者に負担を求めてございます。

第二次の計画の後、汚染土壌とPCBを分離する作業につきましては、ごらんいただきますと、浄化後の土壌分析の結果でございますけれども、PCBにつきましては平均で1.3mg/kg、ダイオキシン類につきましては平均で89pg-TEQ/gとなっております。

また、無害化いたしましたPCBの量でございますけれども、でございますが、200リットルのドラム缶で50缶となっております。

以上が対策事業の経緯及び事業の内容でございます。

続きまして、参考資料1をごらんください。ダイオキシン類対策特別措置法の第30条によりますと、対策地域の指定要件となった事実に変更があり、必要が生じたときには対策地域の指定を解除することができるとなっております。そこで、資料6をごらんいただきたいのですが、本対策地域につきましては、先ほどご説明申し上げましたとおり第一次の対策事業は平成14年度末に、第二次の対策事業は平成17年度末に完了しておりますので、資料6のとおり対策地域の指定の解除をしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

田瀬部会長 それでは、事務局から説明がありました指定解除及び対策事業の内容につきまして、ご意見、ご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

久連山委員 浄化された土壌なんですけれども、これは現在、もとの地域に戻されたということなんですか。

棚田副参事（ダイオキシン類対策担当） 土壌につきましては、中央防波堤の処分場に処分

してございます。

久連山委員 そうすると、廃棄物扱いというようなことでございますか。

柿沼参事（環境改善技術担当） まず、土でございますので、廃棄物ではございません。それから、浄化してありますので、安全ではあるんですけども、中央防波堤の中に残土等を入れる場所がございますので、そちらに搬入して処分しているということでございます。

久連山委員 あと1点なんですけれども、無害化したPCB液がドラム缶で50缶まだ残っているようなんですが、これは最終的にどうなるのでしょうか。

棚田副参事（ダイオキシン類対策担当） 先ほど説明が不足だったかもしれませんが、PCBにつきましては中央防波堤にPCBを処理する施設がございまして、そちらに持ち込んでございます。そちらで分解ということをやっております。

久連山委員 では、まだこれについては、PCB液については処理途中ということですか。

棚田副参事（ダイオキシン類対策担当） いえ、3月までに全部持ち込みまして、マニフェストもいただいておりますので、対策事業は完了と考えてございます。

岸委員 本件について、地元の地域の方々から特別の何か意見が出ているということはないんですか。大田区、地元から。

柿沼参事（環境改善技術担当） 汚染が出た地域、大森南の地域では当時いろいろ、早く対応してほしいというご意見はありましたけれども、除去が終わった以降は、地元の方からは特段強い要望はございませんでした。ただ、区の方からは適切に処理をしたいということで、協力してやっていくということになってございます。

小倉委員 簡単な質問なんですけれども、無害化したという「無害」という定義、どういう形になっているのかということと、あとは処理・撤去完了後、の写真の土壌についてはモニタリング等もうする必要はないのか、その後、多分大丈夫だろうと思うんですけども、その辺の、処理後のモニタリングというのはどういうことをやらなくてはいけないのか、その2点についてお尋ねしたいんですが。

柿沼参事（環境改善技術担当） まず抽出したPCBの無害化ですけれども、東京PCB廃棄物処理施設という、JESCOというところで、全国的に何カ所かでPCBの無害化に向けた処理施設が完成しておりますけれども、その東京事業所に2月に搬入いたしまして、そちらで水熱酸化分解という方法で分解することで無害化されております。

もう1点、処理施設があったところについては更地の写真がございまして、これについても処理施設撤去前に地中にボーリングをしまして、土壌の調査をしております。その結果、ダイ

オキシソ類等について異常なしという結果を確認しています。

細見委員 小倉先生の先ほどの質問に答えると、水とCO<sub>2</sub>と塩化水素になっているということですか。

小倉委員 そうですか、CO<sub>2</sub>までいくんですね。わかりました。

細見委員 実は東京都の汚染土壌の浄化に当たって、JESCOというか、実際に処理をされている側としては若干のトラブルがあったというふうに伺っていますし、当初、一挙に搬出するというのは、そういうふうに決まっていたのでしょうか。JESCOの受け入れが、多くのPCBの廃棄物の中にこの分を入れてやるとちょうどいいというような、PCBの処理部会というのがJESCOの委員会の中にございまして、そこで一応議論していたんですけども、かなり50缶が来て対応されたということで、その辺は何かいきさつみたいなものはあるのでしょうか。

柿沼参事（環境改善技術担当） 私どもでは、昨年夏から具体的にPCB液をつくる抽出処理が始まっております。段階的にたまっていったわけですが、当初、11月にPCB処理施設が完成後搬入を始めるというスケジュールで考えておりました。その後、JESCO、廃棄物処理施設と打ち合わせの結果、ばらばらではなくて3回に分けて搬入するという形で協議が整いまして、3回に分割して搬入したという経過がございます。

細見委員 わかりました。いずれにせよ、JESCOの方でも今回のPCBの事故等がございましたので、それで幾つか公表されるかと思えます。

もう1点、資料5のところで、今回無事浄化できたというところで、ちょっと気になったのは、平均値が書いてあるんですね。資料5の浄化土壌分析結果についてという項目がございしますが、その中で平均値と書いてあって、ここに書くべきことは、どちらかという平均値ではなくて、ちゃんと処理目標値を満足していたというデータが記されるべきではないか、あるいはダイオキシンでいうと1,000 pg-TEQ/g以下であったというのが主な記載内容かと思えますが、どうしても平均値でやられると、ばらつきもあるから、実際は何サンプルぐらいサンプリングされてこういうふうになったのかと。要するに、幅を書かれておけばよかったのかなと思えますが。細かいことです。これは対策事業が無事に終了したことを確認する意味でも、この辺の表現の仕方というのは変わってくるかと思えます。

棚田副参事（ダイオキソ類対策担当） 平均と書いてしまったんですけども、ダイオキソ類につきましては8検体やりまして、最大が200 pg-TEQ/g、最小が43 pg-TEQ/gでございます。PCBにつきましても、79検体で、最大でいいますと4.2 mg/kg、最小で0.28 mg/

kgとなっております。

細見委員 どうもありがとうございました。ぜひこういうデータをつけていただければありがたいと思います。

田瀬部会長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。全員からご意見いただきましたので、よろしいかと思えますけれども。

それでは、ただいまご審議いただきました大田区大森南におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除を部会案として、この後開催されます審議会総会へ提出いたしたいと思えます。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、部会報告案を確認したいと思えますので、よろしくお願ひします。

(部会報告案配付)

田瀬部会長 それでは、案として審議会長、小早川先生にお出ししますけれども、ダイオキシン類対策特別措置法第30条の規定による対策地域の指定解除について(部会報告)ということで、平成18年5月16日付で付議のあったこのことについては、別添「大田区大森南四丁目におけるダイオキシン類土壤汚染対策地域の指定解除」のとおりとすることが適当であると認めますということで、別添に指定解除の地域、図面が載せてあります。

このような内容で審議会会長へ部会報告させていただきますが、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、議題1につきましては終わりますので、次の議題2ですけれども、その他です。

委員の皆様、何かご意見がございましたら、あと数分しか残っておりませんが、何かございましたら。

特にございませんか。よろしいですか。

では、以上をもちまして平成18年度第1回水質土壤部会を閉会いたします。皆様ご審議いただきありがとうございました。

午後1時24分閉会